

柳井市空き家残存家財等処分費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柳井市空き家バンク制度要綱（以下「制度要綱」という。）に規定する空き家バンク制度を利用した移住・定住の促進を図るため、空き家に残存する家財等の処分及び空き家の清掃（以下「処分等」という。）に要する経費（以下「処分費」という。）の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 制度要綱第4条第2項に規定する柳井市空き家バンク登録台帳に登録された空き家をいう。
- (2) 残存家財等 残存家財（空き家に残置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財道具）及び不要物（紙くず等の可燃物、ガラス類、ビニール等廃棄を要するもの）をいう。
- (3) 市内業者 残存家財等の処分については柳井市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者をいい、空き家の清掃については市内において1年以上継続して清掃業を営んでいる業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家について売買契約を締結した当事者のいずれか一方であり、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 補助金の交付を申請する日において、補助対象となる空き家の売買契約日から6月を経過していないこと。
- (2) 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 本市において市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (4) 補助対象となる空き家の売買契約の当事者は、3親等以内の親族でないこと。
- (5) 補助対象となる空き家の買主は、制度要綱第7条第2項で規定する空き家バンク利用者登録台帳に登録されている者であって、当該空き家に、3年以上居住する見込みであること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、処分費のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 市内業者へ依頼する残存家財等の処分に要する経費
- (2) 補助対象者自らが残存家財等の処分を行う際に要する運搬車両賃貸料及びごみ処理手数料

(3) 市内業者へ依頼する屋内及び屋外清掃に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、その額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とし、10万円を限度とする。ただし、平郡島にあつては15万円を限度とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、処分等を実施する前に、柳井市空き家残存家財等処分費補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の見積書の写し（処分等を依頼する市内業者（以下「処分業者」という。）の記名、押印があるものに限る。運搬車両賃借料についても同様とする。）

(2) 処分等を行う前の現場写真

(3) 申請者が補助対象となる空き家の買主の場合は、申請者の住民票の写し（申請者が本市に未転入の場合は、完了報告書に添付すること。）

(4) 申請者の市税完納証明書（申請者が本市において納税義務者となっている場合に限る。）

(5) 申請者が補助対象となる空き家の売買契約の相手方と3親等内の親族でないことの宣誓書（別記第1号様式の2）

(6) 補助対象となる空き家の買主が、当該空き家に3年以上居住することの宣誓書（別記第1号様式の3）

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があつたときは、申請書類の内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をし、柳井市空き家残存家財等処分費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。また、補助金の交付が適当ではないと認めるときは、柳井市空き家残存家財等処分費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 前条に規定する交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象の処分等が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、柳井市空き家残存家財等処分等完了報告書（別記第4号様式。以下「処分等完了報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象処分等代金領収書の写し（処分業者の記名、押印があるものに限る。運搬車両

賃借料についても同様とする。)

(2) 補助対象処分等完了後の現場写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第9条 市長は、前条に規定する処分等の完了報告があったときは、提出書類の内容を審査の上、必要に応じ実地検査を行うものとする。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する完了検査の結果、実施された補助対象処分等の内容が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に対し柳井市空き家残存家財等処分費補助金額確定通知書（別記第5号様式。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条に規定する交付額の通知を受けた交付決定者は、柳井市空き家残存家財等処分費補助金交付請求書（別記第6号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項に規定する交付決定の取り消しを行ったときは、交付決定者に対し、柳井市空き家残存家財等処分費補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、柳井市空き家残存家財等処分費補助金返還命令書（別記第8号様式）により補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年10月2日から令和6年12月31日までに補助対象となる空き家の売買契約を行った者の申請期間は、第3条第1号の規定にかかわらず、9か月以内とする。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前の柳井市空き家残存家財等処分費補助金交付要綱の規定による賃貸借契約又は売買契約を締結した空き家に係る手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。